

薬害の歴史展示室について

① 現状と概要

薬害の歴史展示室の設置までの経緯

- 「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」（H22.4）で、薬害資料について下記のとおり記載。

④薬害研究資料館の設立

- ・ すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革にも役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである。

- 厚労省としては、可能な範囲で「収集・整理」「保管」「展示・活用」という機能を実現すべく、取り組みを行ってきた。
 - ・ 「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築」（厚労科研・藤吉班（H25～*H27までは金班）
 - ・ 「被害証言映像の収録」（厚労省予算。H26～約70名）
- 令和2年3月に、資料の展示・活用を行う「薬害の歴史展示室」を医薬品医療機器総合機構（PMDA）に設置（※）。

※ 新型コロナウイルス感染予防のため見学は予約制。1月当たりの訪問者は最大30人程度。

薬害の歴史展示室（見取り図）

<展示室見取り図>

○パネル展示 ( 部分に展示)

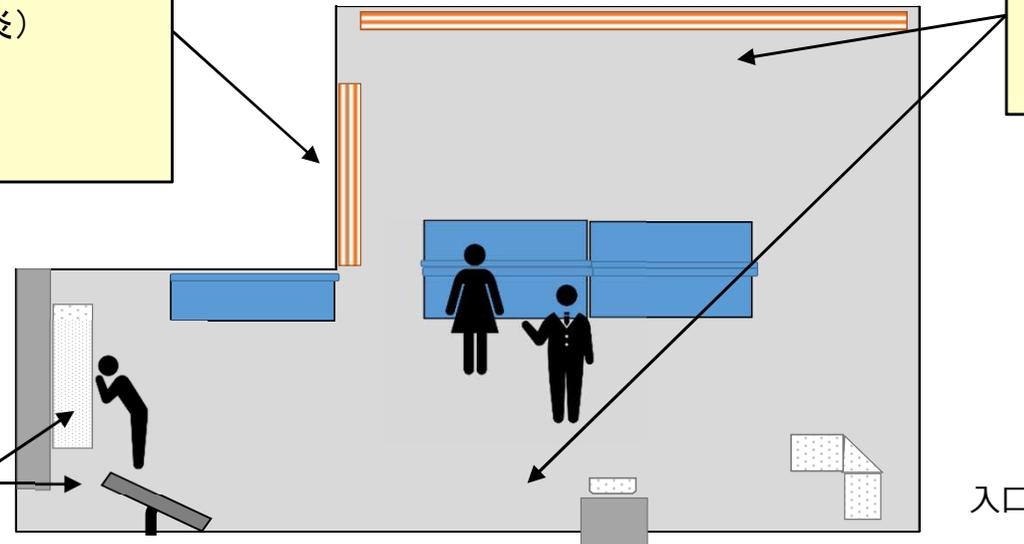
- ・薬害の歴史概観
- ・薬害(サリドマイド、スモン、HIV、C型肝炎)について
- ・薬害教育の取組みについて 等

○実物資料

- ・被害者団体所有の資料(写真、被害者手記など)
- ・国所有の文書等

○視聴覚資料

- ・テレビモニターで「薬害を学ぼう」より証言映像を常時表示。
- ・視聴覚端末にこれまで撮影した約50名の方の証言映像を収載。来訪者が選択して視聴。



入口

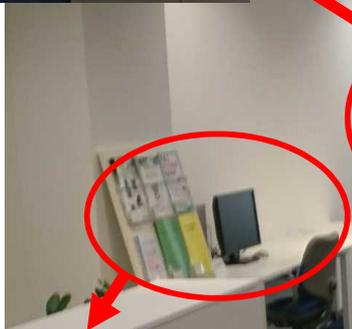
※PMDA(新霞が関ビル14階)EVホールすぐ隣に設置。
※この他、薬害に関する図書やパンフレット等を配架。

薬書の歴史展示室（内観）

教育用資材の映写



証言映像の視聴



薬害の歴史展示室について

② 今後の活用方策

- 薬害の歴史展示室の更なる活用を図っていくため、以下のような方策が考えられないか。
 - ・ 厚生労働省内や民間企業に対して、職員研修への活用を呼びかけ
 - 省内の各種研修への活用
 - 民間企業に対しては、コロナの状況を踏まえつつ、研修への活用を依頼予定
 - ・ 学校に対して、授業等への活用の呼びかけ
 - パンフレットの送付時に情報提供を行ってはどうか
 - ・ その他
 - webサイトでの周知等の他、効果的なチャンネルはないか

薬害の歴史展示室について

③ 展示資料の充実について

パネル展示について

- 現在は4薬害（サリドマイド、スモン、HIV、薬害肝炎）、年表、及び薬害教育の取組のパネルを展示
 - * これまで当検討会で作成してきた薬害教育のパンフレットの内容を活用してパネルを作成
 - * 4薬害のパネルは、事実の概要、原因となった医薬品についての背景、被害により生じた症状、被害の拡大（社会の反応、被害者の活動）、和解に至るまで・その後の状況を新聞記事や写真を交えて記載するとともに、被害の発生・拡大から得られた教訓と対応も併せて記載している。
- 来年度以降の拡充については、他の類似施設の展示内容も参考にしつつ、引き続き検討

【参考】類似施設におけるパネル展示の内容

- しょうけい館
 - 「戦中の労苦」「戦時下の療養生活」「戦後の労苦」など時代ごと8テーマに分け、それぞれの項目について複数のパネルで内容の解説や関連項目を紹介
- 国立ハンセン病資料館
 - 常設展示において、ハンセン病の歴史、療養所での生活、ハンセン病訴訟等の各テーマについて、複数のパネルで内容の解説や関連項目を紹介
- 水俣病情報センター
 - 「水俣病のあらまし」「水俣病の原因究明」「世界の水銀汚染問題」などのテーマについて、複数のパネルで内容の解説や関連項目を紹介

現物展示について

- 現在は4薬害について、各団体にご協力いただき、団体の活動記録、手紙、横断幕、医薬品の実物等を展示。
- 来年度以降の拡充については、他の類似施設の展示内容も参考にしつつ、引き続き検討。

【参考】類似施設における現物展示の内容

- しょうけい館
戦傷病者が使用していた義手義足、手紙、絵画、日用品（眼鏡、作業用具等）、武器の破片等
- 国立ハンセン病資料館
手紙、入所者が使用していた日用品（作業用具、衣服、所内通貨等）、施設の遺物（コンクリート壁の残骸等）、訴訟時の横断幕、ゼッケン等

映像資料について

- 現在は、テレビモニターで「薬害を学ぼう」の教材用の映像資料を常時表示
- 来訪者が選択して視聴できる視聴覚端末に、これまで撮影した約50名の方の証言映像を収載。
- 来年度以降の拡充について、以下を検討。
 - ・ 短時間で視聴可能な映像資料の作成・公開
 - ・ 各団体が保有する映像資料のうち、公開可能なものについて、一定のルールの下での受け入れ
(①受け入れ対象となる資料の種類の特明確化、②定期的に開催される会合映像の取扱い、③公開に問題がないと確認されているものについて、著作権問題の取扱い、④どのような媒体を対象とするかの明確化等の整理が必要)
- 上記の他、他の類似施設における展示内容も参考にしつつ、引き続き検討。

【参考】類似施設における資料受け入れの考え方

- しょうけい館
原則として寄贈（国有財産）。基本的に全て受け入れるが、重複するものは不可とし、資料の取扱いは館に一任
- 国立ハンセン病資料館
原則として寄贈（国有財産）。入所者からの提供が大半を占める。類似資料の受け入れは不可
- 水俣病情報センター
寄贈または寄託。受け入れ可否は、内部の資料判定委員会で判断

- 各種パンフレット、関連書籍については、他の類似施設の展示内容も参考にしつつ、引き続き拡充。
 - ・ 各種パンフレット
（薬害を学ぼう、医薬品副作用被害救済制度の紹介 等）
 - ・ 関連書籍
（例）
 - ・ 研究班の報告書
 - ・ 各団体の活動記録（裁判の記録等の書籍）
 - ・ 学術書
 - ・ 被害者の手記